

各人権条約に基づく個人通報制度の早期導入及びパリ原則に  
準拠した政府から独立した国内人権機関の設置を求める決議

当会は、わが国における人権保障を推進し、国際人権基準の実施を確保するため、政府及び国会に対し、国際人権（自由権）規約をはじめとする各人権条約に定める個人通報制度を早期に導入すること及び国連の「国内人権機関の地位に関する原則（パリ原則）」に合致する、真に政府から独立した国内人権機関の設置を強く求める。

以上のとおり決議する。

2013年(平成25年)5月25日

群馬弁護士会総会

提案理由

1 個人通報制度について

個人通報制度とは、人権条約の人権保障条項に定められた人権が侵害されているにもかかわらず、国内での法的手続を尽くしてもなお人権救済が実現しない場合、被害者個人等が各人権条約の定める国際機関に通報し、救済を求める制度である。個人通報制度は、自由権規約、女性差別撤廃条約、人種差別撤廃条約、拷問等禁止条約等定められている。しかしわが国は、各条約機関から、個人通報制度を導入するよう度重なる勧告を受けているにもかかわらず、上記条約の選択議定書等を批准する等の手続を採っておらず、未だに導入されていない。

わが国の裁判所は、条約上の権利保障条項の適用に積極的とはいえ、国際人権基準の国内実施が不十分なものとなっている。しかし、各人権条約における個人通報制度が実現すれば、被害者個人が各人権条約上の委員会に見解・勧

告等を直接求めることが可能となるため、国内の裁判で救済されなかったケースについて、個別の救済が可能となり、またわが国の裁判所においても、国際的な条約解釈や裁判の後に条約機関の意見があり得ることに目を向けざるを得なくなる。その結果、我が国における人権保障水準があるべき国際基準に近づくことが期待される。さらに、条約機関から人権侵害の原因となる法律の改正や立法を促す契機となり、あるべき国際人権基準を踏まえた人権保障の実現が期待される。

よって、当会は、政府及び国会に対し、上記各人権条約が定めている個人通報制度を早期に導入することを求めるものである。

## 2 国内人権機関の設置について

国連決議及び人権諸条約機関は、国際人権条約及び憲法などで保障される人権が侵害され、その回復が求められる場合に、司法手続よりも簡便で迅速な救済を図ることができる国内人権機関を設置することを求めており、既に多数の国がこれを設けている。

わが国における人権保障をより実効性あらしめるため、わが国も早期に国内人権機関を設置する必要があるとともに、同機関について、国家権力からの干渉を排除しうる制度設計が不可欠であり、かつ、十分な権限、権能を持つものとしなければならない。具体的には、1993年12月の国連総会決議「国内人権機関の地位に関する原則」（パリ原則）に合致したものでなければならない。すなわち、法律に基づいて設置されること、権限行使の独立性が保障されていること、委員及び職員の人事並びに財政等においても独立性を保障されていること、調査権限及び政策提言機能を持つこと等が必要である。

よって、当会は、政府及び国会に対し、パリ原則に合致し、真に政府からの独立性を有する国内人権機関を速やかに設置することを求めるものである。

## 3 以上から、上記決議を行うものである。

以上